

教育システム情報学会論文賞規程

(目的)

第1条 本会会誌に掲載された論文のうち特に優秀なものを選び表彰することにより優れた研究を評価し、研究活動の促進、ならびに研究発表論文の投稿を奨励することを目的とする。

(被表彰論文の数)

第2条 表彰は毎年行い、表彰される論文の数は1回の表彰につき数編程度とする。
ただし事情によりこれを変更できる。

(選定の対象)

第3条 選定の対象となる論文は一般論文、実践論文、ショートノート、実践速報とする。

2. 対象となる論文の範囲は、表彰を行う年の前前年の1月から前年の12月までの2年間に本会会誌に発表された論文とする。

3. 表彰は各論文種別（一般論文（ショートノートを含む）と実践論文（実践速報を含む））毎に交互に行う。

(表彰の重なり)

第4条 同一筆頭者の論文は同一年度に重ねて表彰しない。

(共著者の扱い)

第5条 表彰の対象となる論文が共著の場合、共著者全員を表彰する。

(論文の推薦)

第6条 本会会長は別に定める選定の細則に従い論文の推薦を毎回求める。

(選定委員会の設置)

第7条 論文賞の選定のため毎回論文賞選定委員会を設置する。

2. 選定委員会の設置期間は、理事会において被表彰者が決定される時までとする。

(選定委員会の構成)

第8条 選定委員会は委員長1名、幹事2名以内およびその他の委員より構成する。

2. 委員の総数は20名程度を目途とする。

(選定委員会構成員の委嘱)

第9条 選定委員長は原則として編集委員長とし、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

2. 幹事は原則として選定委員長が推薦し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3. その他の委員は会員の中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(選定の手続き)

第10条 選定委員会における被表彰論文選定の手続きは別に定める細則による。

(選定結果の報告)

第11条 被表彰論文の選定を終わったとき、選定委員長は選定要旨を付して会長に報告する。

(受賞者の決定)

第12条 会長は前条の選定委員会の報告を理事会にはかり、受賞者を決定する。

(経過の非公表)

第13条 受賞に至るまでの個々の経過は非公開とする。理事および選定委員その他の関係者はこの趣旨を尊重しなければならない。

(賞の贈呈)

第14条 論文賞は賞状のみとする。

第15条 賞の贈呈は原則として全国大会の時に行うものとする。

(授与結果の発表)

第16条 本会会長は受賞者の氏名、論文名、表彰理由等を本会会誌に公表する。

(規定の改定)

第17条 本規程は理事会の議決を経て改定することができる。

論文賞候補選定細則

(目的)

第1条 この細則は本会論文賞規程に基づく論文賞選定の手続きを定めることを目的とする。

(選定委員会の構成)

第2条 選定委員会委員は、編集委員会委員、及び研究会委員会担当理事とする。

(会員による推薦)

第3条 本会会長は本会正会員に対し論文2編を推薦することを依頼する。

(役員等による推薦)

第4条 本会会長は本会役員(理事、監事)、評議員、研究会委員長および編集委員会委員に対し、論文2編以内を推薦することを依頼する。

(推薦の方法)

第5条 推薦を依頼された者は、前前年の1月から前年の12月までの2年間に会誌に発表された論文(y年に表彰の場合、y-2年発行v-2巻第1号からy-1年v-1巻最終号まで)で、その2年間において対象となる論文種別(一般論文とショートノート、あるいは実践論文と実践速報)の中から優秀と認められるものを選び、論文名、著者名、掲載巻号および推薦理由を付し、記名推薦する。

(被推薦論文の一覧表)

第6条 論文賞選定委員長は第3条および第4条によって推薦された論文につき、得票数を付した被推薦論文の一覧表を作成する。

(審査の原則)

第7条 審査は公正を旨として行う。特別の利害を有する委員は当該する審査の決定に関与しないことを原則とする。

2. 審査に当たっては結果が特定の分野等に片寄らないように配慮するものとする。

(審査の基準)

第8条 審査に当たっては、新規性、有用性、信頼性を等しく重視し総合的に評価するものとする。

第9条 委員長は選定委員会の議決を経て上記被推薦論文の中から5編以内の被推薦論文を選定しその一覧表を作成する。

(論文の評価)

第10条 上記の被推薦論文につき、1論文当たり3名以上の委員が評価を行い所見と共に選定委員会に報告する。

(第2次選定)

第11条 委員長は委員に対しこれらの評価を参考として、上記の被推薦論文の中から各委員2編以内の推薦を記名投票で行うことを求める。

(候補の決定)

第12条 委員長は上記の投票結果に基づき、委員会の議決を経て論文賞の候補となる論文を決定する。

(例外的処理)

第13条 特に事情のある時は委員会の議決を経て前条までの手続きの一部を変更して実施できる。ただし委員長は理事会に対しこの事情を報告しなければならない。

(結果の報告)

第14条 委員長は決定の結果を選定要旨を付して会長に報告する。

(細則の改定)

第15条 この細則は理事会の議決を経て改定することができる。

第123回理事・評議員会（2008年4月5日）承認

第45回理事会（2023年3月25日）改定承認